

# 処方・調剤・保険請求の

## Q&A

日本薬剤師会

調剤をしていて  
疑問に思ったこと、  
医師または患者さんに聞  
かれて困ったこと、医師に疑  
義照会して対応したがいまひとつ納  
得できないこと、ありませんか？ 皆さんの疑問  
に各分野の専門家がお答えいたします。

ご質問をお寄せくだ  
さい。要項は39頁にあり  
ます。なお、回答は本誌に掲載す  
ることによってのみ行います。電話や  
ファクシミリによる回答はご容赦くださ  
い。また、特殊なケースの質問は、採用されない  
こともありますのであらかじめご了承ください。

**Q** 麻薬処方せんには、麻薬以外の医薬品が一緒  
に記載されていても構わないのでしょうか。  
それとも、麻薬と麻薬以外の医薬品は、別に分けて発  
行してもらった方がよいのでしょうか。当薬局では、  
まだ、そのような処方せんを受けたことがないため、  
よくわからないので教えてください。

(徳島県 匿名希望)

**A** 別々に交付してもらう必要はありません。  
麻薬が記載された処方せん(以下、麻薬処方  
せん)には、通常(すなわち、麻薬以外の医薬品を処方  
する際に)必要とされている記載事項に加えて、①麻薬  
施用者の免許証の番号、②患者の住所——が記載され  
ていなければなりません(表)。

ただし、具体的な処方せんの記載方法に関して、麻  
薬と麻薬以外の医薬品を一緒に処方することの可否ま  
で規定されていません。また、麻薬処方せんと一般の  
処方せんの取り扱いについては、別々に保管しておく  
方が便利だと思われませんが、保存期間は3年間である  
ことに変わりがないほか、保険請求上の面から見ても、  
麻薬と麻薬以外の医薬品が別々の処方せんにより交付  
されないと支障があるとは考えられません。

麻薬の処方については、一般の処方せんに、麻薬を  
処方するうえで必要とされている事項が追記されてい  
れば問題ありません。麻薬と麻薬以外の医薬品を別々  
の処方せんにより交付してもらうことは不要です。

なお、麻薬処方せんに基づいて調剤した場合の保険  
請求に当たっては、調剤報酬明細書(レセプト)の「保

表 麻薬処方せんについて

麻薬及び向精神薬取締法(1953年3月17日 法律第14号)  
(麻薬を記載した処方せんの記載事項)

第27条

6 麻薬施用者は、麻薬を記載した処方せんを交付するときは、  
その処方せんに、患者の氏名(患者にあっては、その種類並び  
にその所有者又は管理者の氏名又は名称)、麻薬の品名、分  
量、用法用量、自己の氏名、免許証の番号その他厚生労働省  
令で定める事項を記載して、記名押印又は署名をしなければ  
ならない。

麻薬及び向精神薬取締法施行規則(1953年4月18日 厚生省令  
第14号)

(施用、施用のための交付及び麻薬処方せん)

第9条の2 法第27条第6項に規定する厚生労働省令で定める  
事項は、次のとおりとする。ただし、麻薬診療施設の調剤所  
において当該麻薬診療施設で診療に従事する麻薬施用者が交  
付した麻薬処方せんにより薬剤師が調剤する場合にあっては、  
第1号、第2号及び第4号に掲げる事項を記載することを要  
しない。

- 1 患者の住所(患者にあっては、その所有者又は管理者の  
住所(法人にあっては、主たる事務所所在地))
- 2 処方せんの使用期間
- 3 発行の年月日
- 4 麻薬業務所の名称及び所在地

診療報酬請求書等の記載要領等について(1976年8月7日 保険  
発第82号)

別紙2

第5 処方せんの記載上の注意事項

8 「備考」欄について

- (2) 麻薬を処方する場合には、麻薬取締法第27条に規定する  
事項のうち、患者の住所及び麻薬施用者の免許証の番号  
を記載すること。





険薬局の所在地及び名称」欄の下部に、当該薬局の麻薬小売業の免許番号を「麻：〇〇〇〇〇号」と記載しなければなりませんので、忘れないように気を付けてください。

**Q** 長期投薬情報提供料1を算定する際は、患者に署名してもらった同意文書が必要ですが、次回以降は、日付さえ患者に記入してもらえば同意文書とみなすことができますか。 (匿名希望)

**A** 初回か否かにかかわらず、原則としてその都度署名は必要です。ただし、どうしても署名をもらうことが困難な場合には、次回以降であれば、初回に署名してもらった同意文書に日付を追記してもらうことで、文書による同意を得たものとみなすことが認められています。

長期投薬情報提供料1の算定に当たっては、「患者又はその家族等の同意」を文書で得ることが求められていますが、この同意文書とは「患者等のサインなどが記載されるもの」と解釈されています。しかし、患者や家族から算定することの同意は得られるものの、患者によっては、その都度署名をもらうことが困難なケースも多

く、2002年4月の新設以降、現場からは「算定が非常に困難」との指摘を受けていました。

そのため、2004年度の調剤報酬改定に併せ、厚生労働省からは「次回以降については、初回に作成した同意文書の続きに、患者本人の署名と日付等を記入する方法であっても差し支えない」との疑義解釈が示されました(2004年3月30日事務連絡、厚生労働省保険局医療課)。また、日本薬剤師会としても「次回以降も患者の同意が必要となるが、署名による確認方法のほか、初回に作成した同意書の続きに日付などを記入する方法であっても差し支えない」との見解を、都道府県薬剤師会を通じて会員へ周知しました(2004年4月1日)。これにより現在では、原則としてその都度署名が必要であるという考え方には変わりありませんが、署名を得ることが困難な場合(ただし、初回は除く)であっても、少なくとも患者から日付を追記してもらうことで算定できるものとされています。

ただし、この意味は、初回さえ患者に確認すれば構わないということではありません。その都度、患者の意思を確認する必要があることには変わりありませんので、誤解しないよう気を付けてください。

